

栗東市地域福祉計画委員会 公開（傍聴）に係る取扱い

（平成28年11月29日）

1. 傍聴の案内

「栗東市附属機関等の公開に関する要領」及び「栗東市地域福祉計画委員会設置要綱第7条」に基づき、情報公開コーナー及び市ホームページにて事前公表を行う。

2. 傍聴の手続き

- (1) 傍聴の受付は、開催当日の会議開始20分前から5分前までの間に会場にて行う。
- (2) 傍聴を希望する者は、受付において傍聴人受付名簿に氏名、住所を記載し、委員長の認めを得た上で事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。
- (3) 傍聴の定員は最大6名以内とし、会場の規模に合わせて、会議の都度、定員を定めるものとする。また、定員を超える場合は先着順とする。
- (4) 会議の開始以降は入場できないものとする。

## 栗東市地域福祉計画委員会 傍聴者遵守事項

傍聴者は次の事項を遵守してください。

1. 会議の開催中は静かに傍聴すること。発言、拍手等の方法により議案または委員の発言に対する賛否等の意向を表明しないこと。
2. 委員長の許可なく、旗、プラカード、ビラ（チラシ）、はちまき、たすき、ゼッケンの類を会場内に持ち込み、または着用しないこと。
3. 会場内で飲食、喫煙をしないこと。
4. 携帯電話等の受信音を出さないこと。
5. 委員長の許可無く、写真撮影、録音、録画等を行わないこと。
6. 非公開となる議題の前に、議長（委員長）の指示があったときは、速やかに退席すること。
7. 会場の秩序を乱したり、会議（議事進行）の妨げとなる行為を行わないこと。
8. その他、事務局の指示に従うこと。

上記事項を守られない場合は、傍聴の許可を取り消し、退席を命じるときがあります。